

輸出管理シート【技術の提供・貨物の輸出用】

該当する事項にチェック(■または✓)を入れてください。

1. 申請者、取引の詳細をご記入ください。

記入年月日: 年 月 日

申請者	氏名	(フリガナ)		取引の詳細	相手先名	
	職名		内線		国・地域名	
	e-mail				訪問・提供等予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	所属				提供する技術・情報の名称	
	研究分野				海外へ送付または持ち出す物品等の名称(PC等、手荷物含む)	<input type="checkbox"/> 自作品(改造機器、試料を含む) <input type="checkbox"/> 購入品
				用途		

※貨物の輸出の場合、相手先名・国名には貨物の最終の需要者(利用者)についてご記入ください。

2. 裏面の安全保障輸出管理に関する自己判定チェックを行ってください。

3. 裏面の安全保障輸出管理に関する自己判定チェックのDまたはEにおいて、確認してください。

設 問 1	① 相手先が、外国ユーザーリストに掲載されている組織・企業である。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	② 相手先が、懸念国(イラン・イラク・北朝鮮)である。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	③ 相手先が、国連武器禁輸国・地域(アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン、南スーダン)である。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
※ 外国ユーザーリストに掲載されている組織・企業が属している国・地域は、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、エジプト、イラン、インド、北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、香港、レバノン、ロシアです。詳細は、下記アドレスより「外国ユーザーリスト」をご確認ください。 経済産業省安全保障貿易管理HP (http://www.meti.go.jp/policy/anpo/)			
設 問 2	入手した文書等により、提供技術または輸出貨物について以下の事項を確認してください。		
	① 貨物・技術が、核兵器等(核兵器、軍用の化学製材若しくは細菌製材、ロケット若しくは無人航空機)の開発等(開発、製造、使用、若しくは貯蔵)に用いられる、または用いられる疑いがある。または、相手先が核兵器等の開発等を行っている、または過去に行っていた。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	② 核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる、または用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
③ 外国の軍もしくは警察またはこれらの者から委託を受けた者によって化学物質・微生物・毒素の開発等、宇宙に関する研究に用いられる、または用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	

※懸念のある回答に網掛けしてあります。

※以下、責任者等確認欄

上記、裏面の内容を確認しました。 <input type="checkbox"/> 押印等に代えて、確認日、確認事項を記載した資料(メール文面等)を添付します。	輸出管理責任者	
特記事項		
年 月 日		
上記、裏面の内容を確認し、以下のとおり判定いたします。		
<input type="checkbox"/> 取引可 <input type="checkbox"/> 取引審査申請書(様式4)の作成を要する		
特記事項		
事務欄:輸出管理関連課決裁欄(課)		
課長	課内決裁欄	起案者
(起案日) 年 月 日		
(決裁日) 年 月 日		
輸出管理統括責任者		
年 月 日		

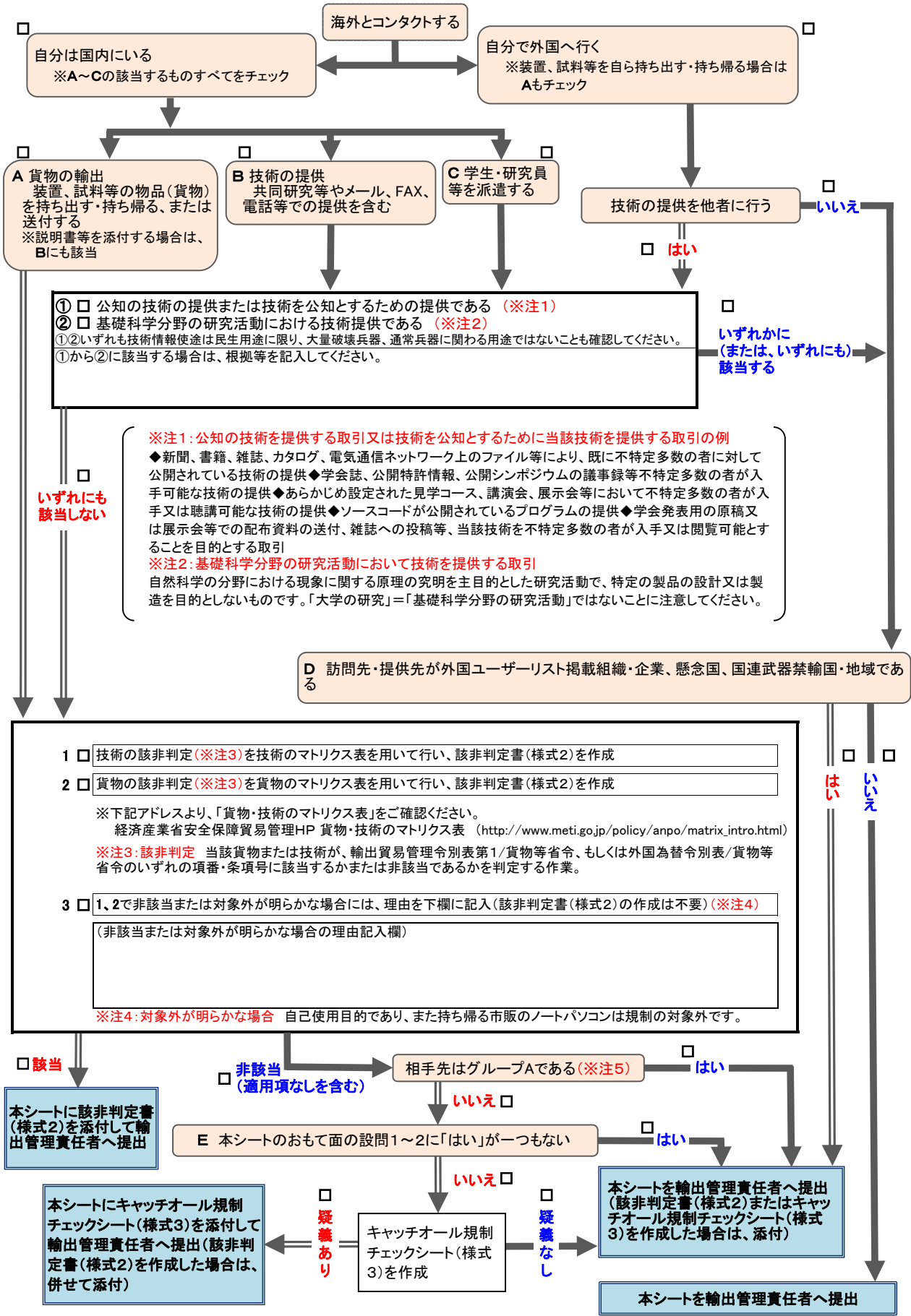
※該非判定を行った場合のみ、輸出管理統括責任者の確認が必要です。

安全保障輸出管理に関する自己判定チェック

裏面

※不明な点は、研究支援・多文化共生推進課支援二係へご相談ください。

以下のフロー図にしたがって、□にチェック(■または✓)を入れてください。



※注5: グループA(法令改正前のホワイト国) (輸出管理が適正に行われていると認められる国)
アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国、韓国

記入例:台湾で学会発表を行う想定

受付番号

総務 01

輸出管理シート【技術の提供・貨物の輸出入】

該当する

出張の場合は、事前に旅行計画書等と一緒に総務係に提出する。

(輸出管理関連課記載欄)Googleドライブに保存する際の整理番号を記入する。

1. 申請者、取引の詳細をご記入ください。

記入年月日: 年 月 日

申請者	氏名	(フリガナ) ミヤキョウ タロウ 宮教 太郎	取引の詳細	相手先名	国立台湾大学、〇〇学会、〇〇会議、〇〇会社 等の組織等名		
	職名	教授		内線	3333	国・地域名	台湾
	e-mail	〇〇		訪問・提供等予定期間	2023 年 8 月 10 日 ~ 2023 年 8 月 17 日		
	所属	〇〇		提供する技術・情報の名称	〇〇に関する研究成果		
研究分野	〇〇に関する研究、〇〇学 など		海外へ送付または持ち出す物品等の名称(PC等、手荷物含む)	<input type="checkbox"/> 自作品(改造機器、試料を含む) <input checked="" type="checkbox"/> 購入品 PC、〇〇機器			
用途			学会発表、調査資料作成、共同研究者との研究打合せ、メール送受信のため など				

海外出張時、荷物を別送(海外宅急便等)で送る場合は、そちら分の「輸出管理シート」も作成する。

2022年11月現在、外国ユーザーリストには台湾の4組織の記載があるが、国立台湾大学は対象に含まれていないので、「いいえ」となる

※貨物の輸出の場合、相手先名・国名には貨物の最終の需要者(利用者)についてご記入ください。

2. 裏面の安全保障輸出管理に関する自己判定チェックを行ってください。

3. 裏面の安全保障輸出管理に関する自己判定チェックのDまたはEにおいて、確認してください。

設問 1	① 相手先が、外国ユーザーリストに掲載されている組織・企業である。	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
	② 相手先が、懸念国(イラン・イラク・北朝鮮)である。	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
	③ 相手先が、国連武器禁輸国・地域(アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン、南スーダン)である。	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
※ 外国ユーザーリストに掲載されている組織・企業が属している国・地域は、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、エジプト、イラン、インド、北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、香港、レバノン、ロシアです。詳細は、下記アドレスより「外国ユーザーリスト」をご確認ください。 経済産業省安全保障貿易管理HP (http://www.meti.go.jp/policy/anpo/)			
設問 2	入手した文書等により、提供技術または輸出貨物について以下の事項を確認してください。		
	① 貨物・技術が核兵器等(核兵器、軍用の化学製材若しくは細菌製材、ロケット若しくは無人航空機)の開発等(開発、製造、使用、若しくは貯蔵)に用いられる、または用いられる疑いがある。または、相手先が核兵器等の開発等を行っている、または過去に行っていた。	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
	② 核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる、または用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
③ 外国の軍もしくは警察または宇宙に関する研究に用いられる、または用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	

入手した文書等と記載があるが、つまり物品の取扱説明書でも相手からの書類でも何でもよいので、設問①~③のことが確認できたか、について記載する

懸念のある回答に網掛けしてあります。

※以下、責任者等確認欄

上記、裏面の内容を確認しました。
 押印等に代えて、確認日、確認事項を記載した資料(メール文面等)を添付します。

輸出管理責任者

輸出管理シートの提出・回送を受けた研究支援・多文化共生推進課長が確認する。

年 月 日

上記、裏面の内容を確認し、以下のとおり判定いたします。

取引可 取引審査申請書(様式4)の作成を要する

特記事項

(輸出管理関連課)確認・決裁方法は各課に一任するが、担当課長まで押印を頂くこと。(あらかじめ、担当係において「 取引可」にチェックを入れ、下記のとおり判定してよろしいか伺います、など課内の決裁ベースで確認すると早い。)

課長	課内決裁欄	起案者
印	印	印
(起案日)		年 月 日
(決裁日)		年 月 日
輸出管理統括責任者		
印		
年 月 日		

※該非判定を行った場合のみ、輸出管理統括責任者の確認が必要です。

安全保障輸出管理に関する自己判定チェック

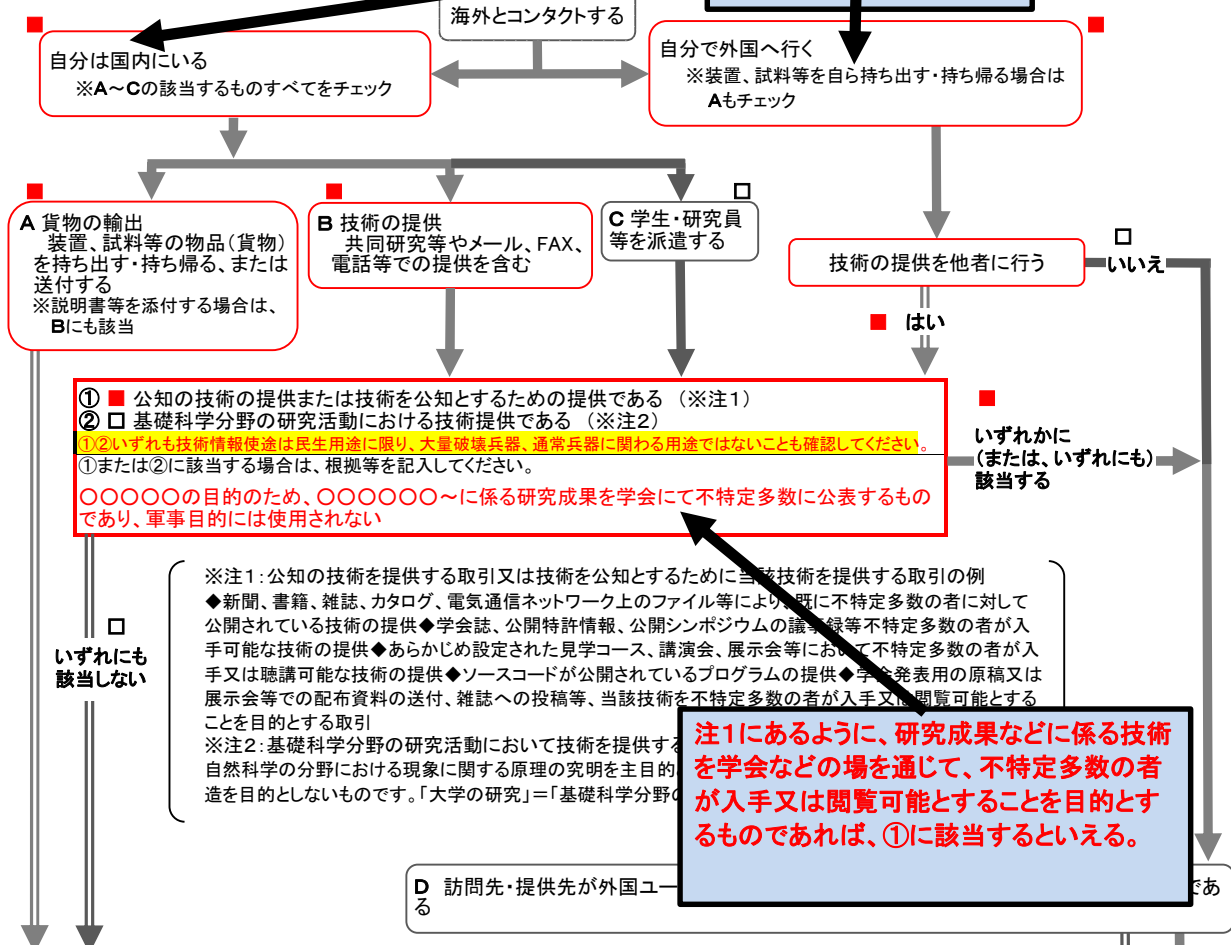
裏面

以下のフロー

記入例：台湾で学会発表を行う想定

出張で、かつ荷物も持ち帰るとい
うことであれば、「国内にいる」「外
国へ行く」に両方チェックする。

※支援係へご相談ください。



1 技術の該非判定(※注3)を技術のマトリクス表を用いて行い、該非判定書(様式2)を作成

2 貨物の該非判定(※注3)を貨物のマトリクス表を用いて行い、該非判定書(様式2)を作成

※下記アドレスより、「貨物・技術のマトリクス表」をご確認ください
 経済産業省安全保障貿易管理HP 貨物・技術のマトリクス表

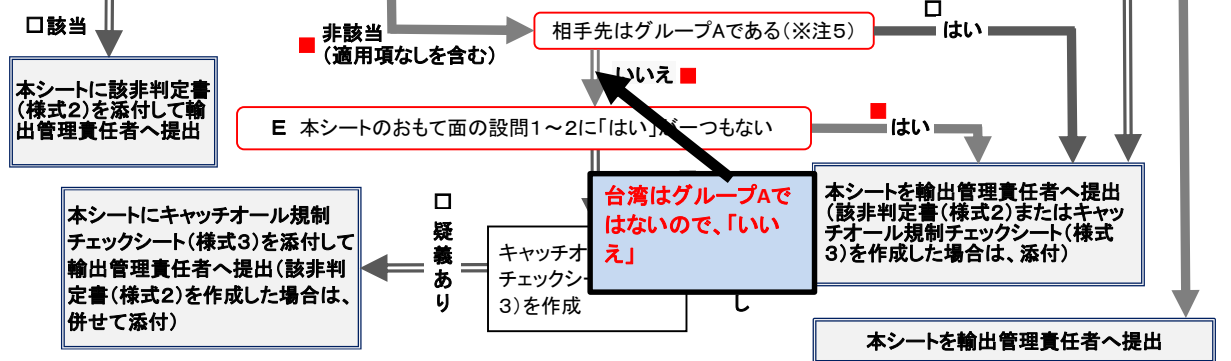
※注3: 該非判定 当該貨物または技術が、輸出貿易管理令別表
 省令のいずれの項番・条項号に該当するかまたは非該当であるか

3 1、2で非該当または対象外が明らかな場合には、理由を下欄に記す
 (非該当または対象外が明らかな場合の理由記入欄)

下記注4のとおり〇〇の研究データが入った自己使用の目的のPCのため、〇〇機器については、〇〇のため
 に使用するもので、当該国でも販売されている一般的な既製品のため

※注4: 対象外が明らかな場合 自己使用目的であり、また持ち帰る市販のノートパソコンは規制の対象外です。

注4にあるように、自己使用目的のPCなどは明らかな非該当なので、こちらにその旨の理由を記載する。



※注5: グループA(法令改正前のホワイト国) (輸出管理が適正に行われていると認められる国)
 アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイ
 ルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆
 国、韓国